

農業施設学会誌原稿閲読規則

2015年1月24日 制定

1. 閲読の目的

原稿は学会の機関誌に掲載するにふさわしい充実した内容のものでなければならない。このため、編集委員会は原稿の閲読を慎重に行い遺漏なきを期するものである。閲読は、投稿された原稿が本誌投稿規程に則って書かれているか、研究論文、技術論文、ノートおよび総説の閲読基準に合致しているか否かを判断するために行う。

2. 研究論文および技術論文の閲読基準

- 1) 未発表のものであること。ただし、本会発表講演要旨を除く。
- 2) 研究論文は、農業施設および関連部門の原著で学術的に価値のあるもの、または農業施設の計画、設計、施工、管理、利用等に寄与するもの。技術論文は、社会的に有用な情報を含む農業施設および関連部門の原著であるもの。
- 3) 論文としての体裁を整え、論旨に矛盾がなく、分かりやすい表現であり、冗長あるいは説明不足な部分がないもの。

3. ノートおよび総説の閲読基準

- 1) ノートは、広く農業施設に関連して会員の参考になるとみなされるもの。総説は、農業施設に関する課題について、最近の成果を総合的に記述し、かつ文献が整理されたもの。
- 2) 内容上の明らかな誤り、不適切な用語、誤字、脱字等がないもの。

4. 閲読者

- 1) 閲読者は、編集委員会は当該原稿の内容に造詣の深い人の中から、研究論文および技術論文については2名、ノートおよび総説については1名を選んで依頼する。
- 2) 閲読者の氏名は公表しない。
- 3) 著者との折衝は編集委員会が行う。閲読者は著者と直接折衝してはならない。
- 4) 閲読者は、閲読後、閲読報告書に結果を記入し、編集委員会へ報告する。

5. 閲読後の取扱い

- 1) 掲載可否および取扱いについては、編集委員会の議を経るものとする。
- 2) 閲読結果に基づく原稿の取扱いについては、「閲読後の取扱いに関する内規」に定める。

6. 依頼原稿の校閲

編集委員会において明らかな用語の誤り、誤字、脱字について校閲する。